

東京大学医学部附属病院教職員給与規則等の特例を定める規則

(平成30年2月22日制定)

改正 平成30年12月20日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医学部附属病院教職員給与規則(平成16年4月1日制定)、東京大学医学部附属病院特定有期雇用教職員の就業に関する規程(平成16年4月1日制定)、東京大学医学部附属病院再雇用教職員の就業に関する規程(平成16年4月1日制定)、東京大学医学部附属病院短時間勤務有期雇用教職員就業規則(平成16年4月1日制定)及び東京大学医学部附属病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程(平成16年4月1日制定)の特例を定めることを目的とする。

(特例一時金及び支給日)

第2条 平成31年1月1日に在職する別に定める教職員(東京大学医学部附属病院教職員出向規程(平成16年4月1日制定)第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。)、再雇用教職員、特定有期雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

2 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成31年2月15日とする。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

制 定 理 由

平成29年度における特例の給与を支給する措置を講ずるため、本規則を制定するものである。